

新エネルギー・省エネルギー機器設置費の補助をします

市では、地球温暖化対策の観点から、太陽光発電システム、高効率給湯器などの機器の設置に際し、その費用の一部を補助します。補助対象機器、補助金額と予定台数は表のとおりです。

補助対象者 市内在住でその居住する住宅(賃貸住宅を除く)に未使用の補助対象機器を平成26年度内に設置した方が設置する方
あきる野商工会による「住宅改修工事等助成事業」と同一の機器での重複利用はできません。
申込み方法 6月16日(月)から

7月31日(木)(必着)までの期間に、申込書に必要事項を記入の上、送付するか直接お持ちください。
窓口での受付時間は、午前8時30分から午後5時までです(土曜・日曜日、祝日を除く)。
申込みの承認 申込書の審査後、承認を行います(予定台数を超えたときは抽選)。承認した方に補助申請書を提出していただき、決定します。
補助の条件 補助金の交付を受けた方は、平成26年度から3年間、モニターとして、省エネルギー効果についての報告書を提出していただきます。

表 補助対象機器、補助金額と予定台数

機器の種類別	補助金額	予定台数
太陽光発電システム	出力1Kw当たり2万円(最大4Kwまで)	20台
太陽熱利用システム	2万円	4台
CO2冷媒ヒートポンプ給湯器(エコキュート)	3万円	10台
潜熱回収型ガス給湯器(エコジョーズ)	1万5千円	5台
ガス発電給湯器(エコウィル)	3万円	2台
燃料電池(エネファーム)	4万円	2台

太陽光発電システムは、市場価格の低下などに伴い、補助金額の見直しを行っています。

木造住宅の耐震診断・耐震改修の費用を助成しています



平成26年度第1期分の受付を4月1日から30日まで行いましたが、助成枠に余裕があるため、耐震診断などを計画されている方は、お問い合わせください。

資源集団回収団体を表彰しました

5月17日に行われた第38回リサイクルフェアで、平成25年度資源集団回収事業の回収実績が優秀だった次の団体を表彰しました。

これは、資源集団回収事業の推進に寄与された功績が認められたものです。
表彰団体
菅生一座
大塚地区親睦会
オールあきる野女子ソフトボ

猟銃所持許可の取得を希望する方への補助事業

市では、野生鳥獣による農業被害などを減少させるため、新たに猟銃所持許可を取得して有害鳥獣捕獲に協力していただける方に、猟銃の取得費用の一部を補助する事業を実施しています。

この補助を希望される方は、6月16日(月)までにお問い合わせください。
対象 20歳以上で心身ともに健康な方
問合せ 農林課農政係

日本ジオパーク認定に向けた取組がスタートします

秋川・平井川流域は豊かな自然環境に恵まれた地域で、古い文化も息づいているとともに、日本でも有数な化石や地層の宝庫でもあります。このような自然環境を活かし、観光や地域の活性化を行うため、あきる野市、日の出町、檜原村で組織する秋川流域ジオパーク推進会議では、日本ジオパーク認定に向けた具体的な取組に着手します。このため、ジオサイト(資源)を案内するガイドの人材育成講座を開催します。
日時: 6月17日(火)と7月から3月までの、原則毎月第2火

曜日 午後6時~8時
場所: 五日市出張所会議室
内容: 秋川・平井川流域の地層や化石、観光スポット等の勉強会などを行い、ジオサイトのガイドを育成します。
講師: 長田敏明さん(東京都大学・放送大学講師)ほか
対象: 受講後、ジオサイトのガイドを実践する意欲のある方
費用: 無料
申込み方法 6月13日(金)までに電話で申し込んでください。
問合せ 環境政策課環境の森推進係 595・1120



「軍道紙」とは、市内の軍道地区で江戸時代の前から製造され、東京都指定無形文化財に指定されている手漉き和紙です。現在、軍道紙を漉いているのは「ふるさと工房五日市」で、軍道紙保存会が伝統文化を後世に引き継ぐ活動を行っています。
配布期日 6月5日(木)から(午前9時30分~午後5時)無くなり次第終了します。
配布場所 ふるさと工房五日市(乙津671、毎週火曜・水曜日休館)
配布数量 約千本
配布方法 受付順(多数必要な場合は要相談)
問合せ 軍道紙保存会(ふるさと工房五日市内、596・6000)

ウメ輪紋ウイルス(プラムポックスウイルス)発生調査にご協力ください



庭木など防除区域内のウイルスが感染する可能性のある全ての樹種・樹木を対象とします。市内のウイルスの防除対策を進めるため、市民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。
ウメ輪紋ウイルス 平成21年に国内で初めて確認され、果樹が感染すると果実の商品価値が低下したり収穫量が減少するなど、農業生産への著しい影響が懸念されています。農林水産省では、本ウイルスのまん延を防止するため、平成26年2月から植物防疫法に基づき「緊急防除」を実施しており、指定された防除区域内にあるウメやモモなどの規制対象植物の苗、切り枝、切り花などについて、防除区域外への持ち出しを禁止しています(果実の移動は規制していません)。また、防除区域内での対象植物の販売や新たな植栽についても、早期根絶のために自粛の協力をお願いします。

都では、「プラムポックスウイルス」の緊急防除に関する省令により、ウイルスの感染樹が確認されている防除区域において、まん延防止と感染した樹木の防除を行うため、本年も次のとおり調査を実施します。調査は、ウメ園など農地の樹木だけでなく、住宅や事業所の

調査対象樹 ウメ、モモ、スモモ、セイヨウスモモ、アンズ、ネクタリン、サクランボ、ユスラウメなどのサクランボ属植物(ソメイヨシノ、シタレザクラなど観賞用のサクラは除外)、セイヨウマユミ、ナガバクコ、ヨウシュイボタ
調査方法と結果連絡 ウメ園など農地の樹木: 農林水産省と都の職員が樹木を観察し、感染の疑いがある場合は、白色のプラスチック製のタグをつけた後、葉を5枚程度採取してウイルスの検定を行います。感染が確認された場合には、都から結果が通知されます。タグは、調査を行った証になりますので、取り

外さないようお願いいたします。住宅や事業所の庭木: 都から業務委託された業者が調査に伺い、全ての調査対象樹について、木1本当たり5枚の葉を採取し、ウイルスの検定を行います。葉を採取させていただきます方には、ウイルス感染の有無に関わらず、都から年度内を目安に郵送で調査結果をお知らせする予定です。情報提供のお願い 所有する植物に気になる症状がある場合や制度についてご不明な点がありましたら、お問い合わせください。また、詳細については植物防疫所ホームページ(http://www.maff.go.jp/pss/)をご覧ください。
問合せ 農林水産省 横浜植物防疫所国内検疫担当(045・211・7155)、東京都農業振興事務所振興課緊急防除対策担当(042・548・4881)